

特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

— 当組合における令和2年度分の実施状況を国へ報告しました —

この報告は「後期高齢者支援金」の加算（ペナルティ）・減算（インセンティブ）の指標の一つとされています。特定健康診査及び特定保健指導の受診率が低いと支援金の加算（ペナルティ）対象となり、短期経理財政の悪化や掛金の引き上げに繋がります。

特定健康診査

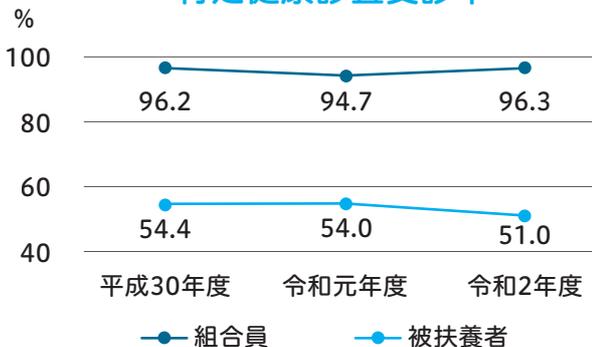
目標値：組合員98% 被扶養者70%

職場の健康診断または人間ドックにおいて特定健康診査を受診する組合員の受診率は96.3%となっていますが、住民健診や医療機関で特定健康診査を受診することになる被扶養者の受診率は51.0%と約半数の方が未受診です。

健診は大病の発見に繋がります！



特定健康診査受診率



令和3年4月1日現在における40歳以上75歳未満の被扶養者の方には「特定健康診査受診券(セット券)」を令和3年5月下旬にご自宅へ送付しています(人間ドックを受診する被扶養配偶者を除く)。

特定健康診査(健康診断・人間ドック)は生活習慣病を改善できる良い機会ですので、年に一度は必ず特定健康診査の受診をお願いします。

被扶養者の方へも、組合員の皆さまから受診されるようお願いください。

なお、パート先などにおいて特定健康診査を受けた方は、健診結果(コピー)を所属所(組合員の勤務先)の共済事務担当課を通して、当組合へ提出をお願いします。

特定保健指導

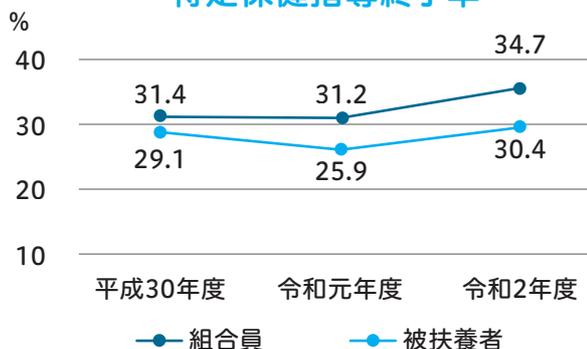
目標値：45%

組合員の終了率は34.7%、被扶養者の終了率は30.4%と、昨年度より受診者が増加しましたが、目標としている45%には組合員・被扶養者ともに届いていません。

特定保健指導も勤務時間中に受診することが認められています。



特定保健指導終了率



特定保健指導は、保健師や管理栄養士などの専門家のサポートを受けながら、生活習慣の改善をします。

生活習慣病は、症状もなく進行し、放置していると重症化するため、早期治療や生活習慣の改善が重要です。

該当された方には「特定保健指導利用券」を送付しますので、有効期限内に必ず受診をお願いします。

なお、当組合の初回受診は、勤務時間中に職場内での面談や、パソコン・スマートフォンのテレビ電話による面談もできます。

特定健康診査・特定保健指導は無料です。ご自身・ご家族のためにも受診しましょう！